

産業廃棄物処分業許可証

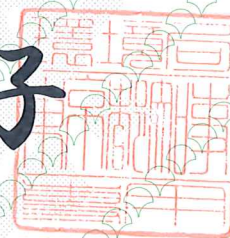
住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社
代表取締役 関川 泰子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 8月22日

許可の有効年月日 令和 4年 8月21日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
 - ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上6種類)
 - イ 圧縮 : 金属くず (空き缶に限る。) (以上1種類)
 - ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上7種類)
 - エ 熔融 : 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) (以上1種類)

2 事業の用に供する施設 (施設詳細は裏面)

設置場所
(1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 9年 8月22日	新規許可
平成29年 8月22日	更新許可 第4回
令和 元年12月20日	変更届 熔融施設の入替え

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号: 1-19-C0099



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



2 事業の用に供する施設
 (1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.80 (t/日)	4.50 (t/日)	平成10年 10月12日	—	—
	紙くず	4.24 (t/日)				
	木くず	4.88 (t/日)				
	ゴムくず	3.36 (t/日)				
	金属くず	4.24 (t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5.12 (t/日)				
圧 縮	金属くず (空き缶に限る。)	3.60 (t/日)	—	平成9年 5月10日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	24.2 (t/日)	34.5 (t/日)	平成18年 7月3日	—	—
	紙くず	36.2 (t/日)				
	木くず	—				
	繊維くず	46.0 (t/日)				
	ゴムくず	64.5 (t/日)				
	金属くず	64.5 (t/日)				
溶 融	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	—	—	令和元年 9月26日	—	—
	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.186(t/日)				

(以下余白)